

負担限度額認定申請に係る必要書類

1 認定要件

【所得要件】

- ・ 市民税非課税世帯
- ・ 住民票上別世帯であっても、配偶者がいる場合は、配偶者が非課税であること

【資産要件】

- ・ 預貯金等の資産の合計が一定の金額以下であること

第1段階：単身 1,000万円以下、夫婦 合計額が2,000万円以下

第2段階：単身 650万円以下、夫婦 合計額が1,650万円以下

第3段階①：単身 550万円以下、夫婦 合計額が1,550万円以下

第3段階②：単身 500万円以下、夫婦 合計額が1,500万円以下

※第2号被保険者は従来通り単身1,000万円、夫婦2,000万円

2 必要書類

(1) 介護保険負担限度額認定申請書

(2) 申請書裏面の同意書（生活保護を利用されている方は不要です）

(3) 預貯金等の資産の額が分かる書類

資産の種類と必要書類

預貯金等の資産	申請に必要な書類
預貯金（普通・定期）	※通帳の写しは、1つの口座ごとに下記の①～④のページのコピーが必要です。 ※申請者本人と配偶者の<u>すべての通帳</u>が必要になります。 ※生活保護を利用されている方は不要です。 ① 通帳の表紙をめくって内側見開きのページ （金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人の記載部分） ② 申請日から直近2カ月以内の最終残高が分かるページ ③ 年金受給者は、申請日の直近偶数月の年金振込記録が分かるページ ④ 定期、貯蓄預金の記録が分かるページ
有価証券（株式・国債など）	証券会社や銀行等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
出資金（信用金庫や農協など）	出資金がわかるものの写し（証書や出資配当金の通知等）
金・銀（積立購入を含む）など、 購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
現金	（添付書類はありません）
負債（借入金・住宅ローン等） ※個人名義の負債であっても、営む業務に係るものは対象となりません。	借用書等、現在の負債額が分かる書類の写し ※負債の額は預貯金等の資産の合計額から差し引きます。

※インターネットバンク等を利用している場合は、ウェブサイトのページの写しの添付でも可能です。

※預貯金等の資産に含まれないもの

- ・生命保険、自動車、腕時計、宝石など（時価評価額の把握が困難なもの）
- ・絵画、骨董品、家財など

- (3) 被保険者本人の個人番号（マイナンバー）がわかるもの（郵送の場合は写しを同封）
 - ・通知カード、個人番号カード等
- (4) 被保険者本人もしくは代理人の身元確認ができるもの（郵送の場合は写しを同封）
 - ・運転免許証等

3 注意点

(1) 申請書の記入について

- ① 本人、配偶者共に個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。
ただし、個人番号の記載ができない場合でも、その他の記載内容に問題がなければ申請書は受理いたします。
- ② 申請書や添付書類の内容について、後日問い合わせする場合がありますので、日中連絡の取れる電話番号を記入してください。
- ③ 配偶者については、住民票上世帯が異なる場合や事実上婚姻関係にある場合も含みます。
- ④ 配偶者がいる場合の「預貯金額」は、夫婦の合計額を記入してください。
- ⑤ 被保険者本人以外が申請書を提出する場合は下段の「申請者氏名、住所」等の欄は必ず記入してください。
※本人申請で本人が問い合わせに対応できる場合は、この欄への記入は不要です。
- ⑥ 最後に記入漏れ等がないかを確認してください。

(2) 同意書（申請書裏面）の記入について

- ① 本人及び配偶者が自己申告した預貯金等の額について、保険者（木更津市）が銀行等に照会することへの同意書の提出が法律で定められましたので、必ず記入してください。
- ② 配偶者については、住民票上世帯が異なる場合や事実上婚姻関係にある場合を含みます。

(3) 夫婦共に申請する場合は、それぞれ申請書類一式を提出してください。添付書類も2人分必要です。

(4) 申請後に世帯状況や所得状況が変更になり、認定要件を満たさなくなった場合はご連絡ください。